

# 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業

## 業務要求水準書に関する質問及び回答

No	該当箇所							タイトル	質問	回答
	頁	項								
1	2	1章	5節	1				全体計画の概要	将来的に機械棟の建替は明記されていますが、現状と同様の規模のRML（電波塔）の移設を含むと考えてよろしいでしょうか。	電波塔の移設は含みません。
2	2	1章	5節	3	(2)	①		行政目的	対象業務に「空港に進入・出発する航空機に対し順序、経路、待機等の指示を行う進入管制業務」とあり、これはターミナル管制業務に該当すると思われませんが、空港事務所等が実施するのではなく、那覇航空交通管制部の実施業務という理解で宜しいのでしょうか。	那覇航空交通管制部では、ターミナル管制業務が行われていない離島空港に対して、進入管制業務の提供を行っています。
3	3	1章	6節	1		②		建設業務について	要求水準書〔案〕では、建設業務の中に所有権移転業務がありました。削除されています。業務対象外と解釈して宜しいのでしょうか。	本要求水準書及び事業契約書（案）等に従い、本施設の引渡し及び所有権の移転に関する一連の業務は実施してください。
4	8	2章	3節	1				敷地条件	敷地の権利関係において、建設期間中は国と事業者が借上財産無償貸付契約に基づき無償使用ができるとの記述ですが、維持管理期間中においても、事業者側に土地に関する費用負担はないものとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	10	2章	3節	3	(1)			施設規模	事業者の提案面積は7100㎡の95%以上105%以下とするとのことですが、添付資料2-11-②ゾーニング・相関関係図に示す各所室の要求面積も95%以上105%以下であれば問題ないものとの理解でよろしいのでしょうか。あるいは、上記添付資料に記載の諸室面積は下限値との理解でよろしいのでしょうか。	各諸室の面積が、添付資料2-9に示す面積の95%以上であり、かつ延べ床面積が7,100㎡の95%以上105%以下となるように計画してください。
6	13	2章	4節	1	(3)			電気使用量の目標値	維持管理期間中にその実現性を評価する、一般用電源における電気使用量の目標値とは、SPC電気室から供給する一般電灯、コンセントを主体とし、直轄電気室から供給する管制、通信機器類電源、空調、衛生、熱源等の電気使用量は含まないと考えて宜しいのでしょうか。	PFI事業で整備する機器及び負荷設備で使用する電気使用量が対象となります。
7	14	2章	4節	2	(3)	③	a)	省エネルギー性能(PAL/CEC値)	CEC値の目標は、基準を「事務所」とし、要求水準上の内部発熱を見込んでクリアする必要がありますか。	ご理解のとおりです。
8	14	2章	4節	2	(3)	③	b)	ライフサイクル二酸化炭素排出量の削減	15%の削減目標は基準をいつ時点の何とするべきでしょうか。	標準的な「事務所」又は、現状の施設をモデルとします。
9	14	2章	4節	2	(3)	③	b)	ライフサイクル二酸化炭素排出量の削減	削減状況の報告書はエネルギー管理技士が作成する必要がありますか。	施設運用後は、エネルギー消費、修繕、廃棄物処理等の実績値を報告する事になります。これを計画値と比較する事になります。報告についてはエネルギー管理技士が作成する必要はありません。

10	14	2章	4節	3	(1)			防災性	当該地区の過去の津波及び浸水に関する記録をご提示いただけますでしょうか。	応募者にてご確認ください。
11	19	2章	5節	2	(2)	⑧		防水・漏水対策	2重スラブに設ける漏水の検知器等の警報は、個別に中央監視にて確認可能とする必要がありますか。	機械設備監視室（SPC）にて警報等の確認ができる必要があります。
12	19	2章	5節	2	(2)	⑩		屋上計画	屋上に設置されます小規模なアンテナの本数及び重量をご教示願います。	以下の仕様によるGPSアンテナ2本を想定しています。 ①52×52×290mm、2kg ②52×42×290mm、0.3kg 水平面に対して仰角15度以上の全天に障害物が少ない場所に設置することを想定しています。壁面等に設置する場合は、屋根から数センチ以上突き出すように設置することになります。
13	19	2章	5節	2	(3)	④		食事室	食事室に設けるキッチンは、軽度の調理しか行わない前提でグリーストラップ等の設置は不要と考えてよろしいですか。	必要ありません。
14	20	2章	5節	2	(3)	⑩		サービスコーナー	前回の要求水準書（案）から新たにサービスコーナーの設置が追加されていますが、現時点での設置台数あるいは必要面積をご教示ください。	現状では、自動販売機を旧本館にタバコ1台、飲料1台、第1別館に1台、テニスコート横に1台設置しています。必要面積は提案によります。
15	22	2章	5節	4	(1)	①	h)	共通事項	h)項目に導入仕様の決定前に国と十分協議するとの記述ですが、仕様変更がなされた場合には、契約金額の変更もなされるものとの理解で宜しいでしょうか。特に、機器の仕様変更により維持管理・修繕費用の変更もありえますので、維持管理相当分の増（減）についても協議していただけるものとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準を満たす提案がされているにもかかわらず、国の意向により変更を求める場合はご理解のとおりですが、提案時点において「高水準・省エネルギー（トップランナー）の仕様」である必要があることにご留意ください。
16	22	2章	5節	4	(1)	①	i)	設備トレンチについて	配線用の設備トレンチについては、事業者が不要と判断した場合は通常の埋設配管として宜しいでしょうか。（機械棟～新本館、機械棟～第一、第二別館）	提案によります。
17	22	2章	5節	4	(1)	②	n)	航空保安用電源のケーブルラックについて	航空保安用電源の敷設に関するケーブルラックは専用とし、本事業により整備とありますが、保安用電気室より各通信機械室等への通信機器用電源のケーブルサイズ本数等をご教示ください。または必要各諸室の通信機器用電源容量等についてもご教示ください。	航空保安用電源ケーブル及び通信ケーブルを合わせて、W=1,000mm程度×2段（1段あたり250mm程度の空間を必要とします）のケーブルラックを想定しています。詳細は実施設計時の協議になります。 なお、添付資料2-11-③及び2-11-④を合わせて参照ください。
18	23	2章	5節	4	(1)	②	n)	EPSの2系統化	幹線動力設備の2系統化において、EPS等も分ける必要はありますか？	EPS等についても2系統化してください。
19	23	2章	5節	4	(1)	②	r)	2系統幹線の切替方法	幹線を（IⅡ系）を個別に受け、原則2面の配電盤を設置と記載されていますが、2次側の機器は各々の配電盤まで配線するというのでしょうか？	ご理解のとおりです。
20	23	2章	5節	4	(1)	④	b)	一般電気室の配電方式について	一般電気室変圧器の配電方式の指定はありますでしょうか。電灯コンセント用電源は単相3線式200/100Vと考えて宜しいでしょうか。また変圧器の仕様（油入、モールド等）の指定があればご教示ください。	配電方式の指定はありません。電灯コンセント用電源は、単相3線式200/100Vと考えて結構です。 変圧器の仕様については、油入は不可とし、トップランナー仕様としてください。

21	23	2章	5節	4	(1)	④	b)	エレベーターの電源供給他について	エレベーターの電源は、保安電源電気室からの供給と考え機械工事に含むと考えて宜しいでしょうか。また、SPC電気室から供給する動力負荷とは具体的にどの様なものがあるのかご教示ください。(空調、給排水衛生、防災動力は保安電気室よりの供給)	エレベーターの電源は SPC 電気室からの供給となります。動力負荷については、添付資料 2-19 に示す設備以外の動力負荷は全て SPC 電気室からの供給となります。
22	23	2章	5節	4	(1)	④	d)	変電設備の構成について (添付資料 2-14)	添付資料 2-14 に示す、一般電気室高圧 TR 2 次側の TS と示される部分の具体的内容をお示し下さい。また、これは電気室に設置されるものでしょうか。分電盤側で設置しても良いものでしょうか	TS は「TB」の誤りであり、トランス盤の二次側端子を意味します。
23	24	2章	5節	4	(1)	⑤	b)	避雷設備の保護対象設備	屋上の別途設置される通信用アンテナを避雷設備の保護範囲に含むとありますが、想定設置本数、高さ、設置範囲(塔屋 1ヶ所への設置で良いか。)をご教示ください。	No12 の回答を参照ください。
24	24	2章	5節	4	(1)	⑥	d)	電話設備の運用方針について	電話設備で旧本館、新本館並行運転時に新本館、旧本館間の内線通話を可能とする必要がありますか。	既設を含めて全館で内線通話を可能としてください。
25	25	2章	5節	4	(1)	⑨	a)	会議室の音響設備について	会議室に設置する音響設備の仕様について現時点でのお考えがあればご教示ください。	会議・式典等におけるマイク(ワイヤレス含む)を使用する音響設備を想定しています。
26	25	2章	5節	4	(1)	⑨	a)	会議室の音響設備について	会議室には音響設備を設けるとありますが、拡声設備のみで映像設備(プロジェクター等)は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	26	2章	5節	4	(1)	⑬	a)	敷地境界の防犯センサーについて	敷地の防犯設備について、既存センサーを撤去し、既存敷地を含めて敷地全体のセンサーを整備するとありますが、敷地全体とは、旧本館まわりの既存敷地を含めた再構築と言う認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	26	2章	5節	4	(1)	⑬	a)	監視カメラについて	監視カメラはデジタル式とありますが、要求性能的に不適と判断される場所についてはアナログ式の採用は可能と考えて宜しいでしょうか。	履歴確認が容易である事から、記録部分(レコーダー)については、デジタル式として下さい。その他のカメラ本体、伝送部については要求性能を優先し、方式の選定をお願いします。
29	26	2章	5節	4	(1)	⑬	a)	監視カメラの設置範囲について	諸室の要求性能表において監視カメラは廊下、エントランスのみ適用となっておりますが、重要室の入室確認(室内側)は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	26	2章	5節	4	(1)	⑬	a)	電気室	添付資料 2-19 既存電気設備の接続、切替時期一覧表において新電気室に設置される監視カメラ、モニター及び配線は別途工事で機械棟監視室迄の管路のみ PFI 事業と考えれば宜しいでしょうか。また、新電気室とは、保安電気室、SPC 電気室、CVCF 室、蓄電池室と考えれば宜しいでしょうか	前段についてはご理解の通りです。「新本館電気室」とは、添付資料 2-9 における「電気室(保安用電源設備-直轄)」です。
31	26	2章	5節	4	(1)	⑬	c)	入室管理設備について	重要室の入室記録とありますが、退出側は記録不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	26	2章	5節	4	(1)	⑬	c)	入室管理設備について	重要室の入室記録について、その主装置は、受付、守衛室に設けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	26	2章	5節	4	(1)	⑬	c)	入室管理設備について	入室管理設備のカードが PFI 事業の場合納入枚数等をご教示下さい。	供用開始当初の納入枚数は、第 1 章 5 節 3②の職員構成を参考ください。また、毎年の職員の異動は 80 人程度です。

34	23	2章	5節	4	(1)	⑭	c)	防災設備の既存への信号出し	防災設備において、既存建物との連携は必要無いでしょうか？	添付資料 2-16 を参照ください。
35	27	2章	5節	4	(2)	①	d)	システムフロー (添付資料 2-18 空調システムフロー図)	「業務要求水準書(案)に対する質問回答 No245」において、『熱源容量には 100%のバックアップ容量を見込んで・・・』とありますが、個別パッケージ空調機を部分採用した場合においても熱源に相当する室外機容量についてバックアップを見込む必要がありますでしょうか。	冷熱源を使用する空調機に対する 100%のバックアップであり、仮眠室等において電気エネルギーによるパッケージ型空調機を採用した場合においては、バックアップの必要はありません。
36	27	2章	5節	4	(2)	①	d)	システムフロー (添付資料 2-18 空調システムフロー図)	空調システムフロー図「A～C」における電算機室、運用室及び機器室等の空調システムを二重化する場合において、熱源システムを利用した空調機と電気エネルギーを利用したパッケージ型空調機との併用方式の設置は可能でしょうか。	二重化する空調システムにおいては、パッケージ型空調機との併用方式は不可とします。
37	27	2章	5節	4	(2)	①	j)	新館における空調ゾーン	(イ)～(エ)の各室の「温度管理」・「24時間管理」を行う監視盤は中央監視室以外にはどこに設置すればよろしいですか。	機械設備監視室 (SPC) 以外には設置する必要はありません。
38	27	2章	5節	4	(2)	①	k)	空調システムの稼働を止めない保守管理	「重要室」においては、機器やシステム・エネルギー供給に異常があり機能が停止した場合に、保守管理員の操作でなく全てが自動的にバックアップのシステムに切り替わる必要がありますか。	必要です。
39	27	2章	5節	4	(2)	①	l)	屋外設置機器の耐風圧強度	記載の耐風圧強度は「暴風対策」を行った個所(例：暴風壁内部)に設置する屋外機器にも適用されますか。	屋外設置機器の機能等が阻害されない条件にて、暴風対策を行う場合には、対策箇所が耐風圧強度を満足してください。
40	27	2章	5節	4	(2)	②	b)	熱源システムのエネルギー	添付資料 2-17 熱源システムフロー図においては、温熱源の一部に油焚きの機器の記載があります。エネルギーの 2 重化の観点から電気以外の油焚きの機器の採用は可能ですか。	油焚きの機器の採用は不可とし、添付資料 2-17 熱源システムフロー図を修正します。
41	27	2章	5節	4	(2)	②	c)	熱源設備について	「業務要求水準書(案)に対する質問回答 No254」において、『・・・機械棟の建替えを考慮した必要空調容量について、新本館の空調容量の 5%を見込んで・・・』とありますが、この 5%という容量は『100%のバックアップを見込んで・・・』という要求仕様を反映済みの数値と考えてよろしいでしょうか。	新本館の空調システムとしてその熱源設備の容量を算出し、それに対して将来機械棟分として 5%を上乗せしたものが最終的な熱源容量となり、その 100%バックアップを設けることとなります。
42	27	2章	5節	4	(2)	②	c)	熱源設備について	「業務要求水準書(案)に対する質問回答 No254」において、『・・・機械棟の建替えを考慮した必要空調容量について、新本館の空調容量の 5%を見込んで・・・』とありますが、新本館に新設する熱源設備から将来的に新設機械棟に供給するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	28	2章	5節	4	(2)	②	i)	空調方式について	i) において、『各室の空調方式は・・・4 管式空調機を設置すること』、また m) において『除湿冷却、再熱運転とし、・・・配管は 4 管式とする』とありますが(加湿のために 4 管式とする、という解釈をしております)が、諸室の中で、湿度管理が不要な室(廊下・エントランスなど)の空調機系統については 2 管式(冷暖房切替)の採用は可能と考えてよろしいでしょうか。	冷・暖房が必要な空調機であれば、4 管式空調機の設置が必要です。また、添付資料 2-17 に示す空調機のコイル構成となります。

44	28	2章	5節	4	(2)	②	l)	重要室空調システム の二重化	添付資料2-18空調システムフロー図においては空調機からの室内ダクトについては2重化していないと読みとれますが、ダクトも二重化を行う必要がありますか。	空調機からのSA及びRAチャンバーまでは二重化する必要があります。なお、チャンパー以降のダクトについては提案によります。
45	28	2章	5節	4	(2)	②	m)	除湿冷却・再熱 運転	湿度制御を行う室の湿度制御の誤差範囲は何%くらいでしょうか。	誤差範囲については、DDC制御方式で設定できる精度を要求します。
46	28	2章	5節	4	(2)	②	p)	空調システム二重化 の考え方について	二重化する空調機の二次側空調ダクトについては、必ずしも二重化の必要はないと考えてよろしいでしょうか。	No44の回答を参照ください。
47	28	2章	5節	4	(2)	②	p)	重要室空調システム の二重化	温湿度制御システムも切替が可能ということは、二重化のため複数台機器設置した各機器毎に、制御システムも2重化する必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	29	2章	5節	4	(2)	④	a)	排煙設備	ルートB・Cを用いて設計した場合に、建物使用時の間仕切り変更等により生ずる再検討の責はどこに発生するものと考えればよろしいですか。	間仕切り変更を行う必要が生じた理由により、判断されることとなります。
49	29	2章	5節	4	(2)	⑥ ⑦		中央監視設備に ついて	自動制御設備の項の中央監視装置と中央監視設備の項の中央監視装置は同一ものと考え、機械監視室に設置するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、機械設備監視室（SPC）に設置となります。
50	24	2章	5節	4	(2)	⑦	a)	館内のLAN工事 範囲について	『館内のLANネットワークを敷設するための配管を整備する。』とありますが、ここでいうLANとは下記のいずれと考えればよろしいでしょうか。 ①航空管制システムに係るLAN ②①以外のLAN（事務室等で利用） ③①②すべて	本項に関する「館内LAN」とは、航空管制システムに係るLANを除く、事務室等での利用を対象としています。（ご質問の②に該当するとご理解ください。） なお、ご質問の①については、No17の回答を参照ください。
51	30	2章	5節	4	(2)	⑦		中央監視設備に ついて	新電気室の電力の監視、計測点数も本中央監視設備に取込むものと考え機械監視室での監視と考えて宜しいでしょうか。また添付資料2-19既存電気設備の接続、切替時期一覧表における既存機械棟監視装置との関連はどのようになるのでしょうか。ご教示ください。	電気室（一般用電源設備-SPC）の監視については、機械設備監視室（SPC）に設置する中央監視制御装置で監視と計測を行うと考えてください。 後段については、一切関連はありません。
52	30	2章	5節	4	(2)	⑦		中央監視設備に ついて	新本館の電気設備監視室（直轄）に設置される監視装置内容、役割についてご教示下さい。	将来の機械棟移設時に整備される予定です。
53	30	2章	5節	4	(2)	⑧	a)	洋風大便器	和風大便器設置の必要はありませんか。	提案によります。
54	51	3章	1節	6	(2)			業務責任者	表3-1の業務責任者は、維持管理者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとの記述がありますが、維持管理業務を担当する企業の職員が基本との理解で宜しいでしょうか。維持管理企業から再委託する企業からの人材では不可とのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	51	3章	1節	6	(2)			業務責任者	監視職員との連絡調整とありますが、常駐が必要とされている理解でよろしいでしょうか。	表3-1において「常駐」の欄に「官執」と記載のある業務については、官執勤務時間帯において常駐が必要です。それ以外は、提案によります。
56	51	3章	1節	6	(2)			業務責任者	業務責任者が業務従事者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。

57	51	3章	1節	6	(3)			現場管理責任者	現場管理責任者に求められる資格要件及び配置要件は業務従事者と同じと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	51	3章	1節	6	(3)			現場管理責任者	「業務責任者が常駐しない業務」の対象は、表3-1の業務と考えて宜しいでしょうか。	No55の回答を参照ください。
59	51	3章	1節	6	(3)			現場管理責任者	業務責任者または現場管理責任者は、各業務毎の業務提供時間帯に1名づつ常駐しておく必要があるとの理解でよろしいでしょうか。また、業務の兼務は可能でしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段については、要求水準書の規定を満たす限り、業務間の兼務は可能です。
60	51	3章	1節	6	(4)			表3-1 資格要件及び配置要件	表中(2)設備運転監視業務②機械設備に関する業務従事者は24hの常駐が求められています。従事時間帯内においては休憩や仮眠時間を取得することが必要ですが、その際には常時監視状態を確保するために、同等の資格若しくは能力を持った別の業務従事者による補勤が必要との理解で宜しいでしょうか。	基本にご理解のとおりでも構いませんが、要求する「24h常駐」は「常時監視」を求めるものではないことに留意ください。「24h常駐」の考え方は、24時間常駐し機械設備を稼働させ、その状況を監視し制御する運転監視業務であり、常時「中央監視制御装置」の前で画面を監視している状態(=常時監視状態)は想定していません。なお、要求水準を満たすために必要な人数、勤務体制等については、提案によります。
61	51	3章	1節	6	(4)			表3-1のただし書きについて	表3-1の下欄※2に標記された6節4(1)②という箇所が見当たりません。P68にある5節4(1)②の事でしょうか。	ご理解のとおりです。
62	51	3章	1節	6	(4)			表3-1 資格要件及び配置要件	表欄外の※2に記載の「6節4(1)②に規定する現場管理責任者」とはどの頁のどれを指すのか、ご教示をお願いします。	No61の回答を参照ください。
63	60	3章	3節	3	(2)			平成21年4月1日～平成21年9月末日まで	日中(8:30～17:15)以外の時間は、常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、土曜日・日曜日・祝祭日についても、日中は常駐する必要があります。
64	63	3章	4節	2				適用範囲	清掃業務の適用範囲は、業務要求水準書(案)に記載の「第二別館、機械棟」は除いた「新本館及び敷地全体の外構部分」のみとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	64	3章	4節	4	(2)			廃棄物処理	SPCが処理する廃棄物は記載の事業系一般廃棄物が対象であり、産業廃棄物は国が処理するものとの理解で宜しいでしょうか。SPCは、所定の場所に蓄積された上記廃棄物を処理業者(認定業)と契約し、廃棄物処理費用を負担するとの理解で宜しいでしょうか。この場合、費用の支払は従量制ですが、SPCとの従量単価契約であり、廃棄物処理業者との契約金額とは必ずしも一致しなくてもよい(SPCとしてリスクプレミアムを上乗せする必要があります。)との理解で宜しいでしょうか。	後日回答します。
66	64	3章	4節	4	(2)			廃棄物処理	処理量の目安を示す資料は「添付資料3-5」を「添付資料3-4」と読み替えることで足りるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	64	3章	4節	5	(1)			業務提供時間帯	作業時間は、業務要求水準書(案)に記載の「午前5時から午後2時」ではなく「午前6時から午後2時」に変更との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

68	65	3章	5節	2					庁舎敷地出入等管理	表の(1)「庁舎敷地出入等管理」は常駐となっており、業務要求水準書(案)に関する質疑回答No.387では24時間常駐となっております。添付資料3-1では6:00-22:00と記載されています。どちらが正でしょうか。ご教示下さい。	添付資料3-1の6:00-22:00を正としてください。
69	添付	2-9							諸室の要求性能表	各諸室の温湿度条件(夏季・冬季)が記載されておりますが、要求精度の制御レンジを御指示いただけませんか。(温度±〇〇℃、湿度±〇〇%など)	No45の回答を参照ください。
70	添付	2-9							諸室の要求性能表	管制シミュレータ電算機室の空調区分が(ア)一般室系統に区分されておりますが、一般室系統の中で唯一室内温度条件が異なります。 (イ)機器室系に同じ条件の室(システム統制機器室など)があるため、同区分に変更することは可能でしょうか。	管制シミュレータ電算機室については、機器室系と空調条件(温度、湿度)が同じですから、当該区分に変更は可能です。ただし、同電算機室単独での空調の運転・停止が行える必要があります。
71	添付	2-9							諸室の要求性能表	保安電源電気室(直轄)と一般用電気室(SPC)は必ず別区画電気室としなければならないのでしょうか。SPC変電設備を保安電源電気室の一部に設置しても宜しいでしょうか。	必ず区分してください。
72	添付	2-9							諸室の要求性能表	施設監視室に設置される監視装置、監視内容等についてご教示下さい。	直轄事業による整備であるため、公表の予定はありません。
73	添付	2-12	③保安用機器室・運用室等の整備条件						無線機器室	工作室・機材庫の位置設定を考慮する為に概略機器のレイアウトないしは、内壁の機器占有長を提示願います。	現時点で具体的なレイアウトは想定しておりません。ただし、提示した最小短辺長の範囲で機器のレイアウトが可能であるとご理解ください。
74	添付	2-12	③保安用機器室・運用室等の整備条件						RDPマシン室	SUP室からの目視に配慮する為に、計算機器等の概略レイアウトを提示願います。	No73の回答を参照ください。
75	添付	2-12	③保安用機器室・運用室等の整備条件						管制運用室	無窓居室における避難経路を考慮する為に機器の概略レイアウトを提示願います。	No73の回答を参照ください。
76	添付	2-12	③保安用機器室・運用室等の整備条件						データ解析室	短辺の最小値及び特定辺の最小値の指定がないということは、機器のレイアウトの自由度が高く、室形状に合わせたレイアウトを考慮していただくと考えてよろしいでしょうか。	No73の回答を参照ください。
77	添付	2-12	③保安用機器室・運用室等の整備条件						管制マニュアル訓練室	同室は、ETRS室及びCBI室との隣接を必要とされています。隣接面の最小長を提示願います。	隣接面の最小長の条件はありません。ただし、各部屋の入口は隣接させてください。
78	添付	3-3								機械棟及び第二別館の立入に関する制限は、いつどのような方法でお示し頂けるのでしょうか。	機械棟及び第二別館については、建築物点検保守業務の実施のみの該当になるため、当該業務の実施時に監視職員と調整してください。
79										無線機器室、RDP室、管制運用室、システム統制室等の重要機器室の参考レイアウトはご提示頂けないでしょうか。また、現状ご提示の要求面積には将来の機器更新スペースが含まれていると考えて宜しいでしょうか。	前段はNo73の回答を参照ください。後段はご理解のとおりです。